

熱海市公民館条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年12月20日

熱海市長 齊 藤 栄

熱海市条例第19号

熱海市公民館条例の一部を改正する条例

熱海市公民館条例（昭和37年熱海市条例第2号）の一部を次のように改正する。

別表(2) 中央公民館附属設備の使用料の表映写機の項及び録音機の項を削る。

別表(4) 泉公民館使用料の表中「ホール」を「ホール（全面利用の場合）」に、

「

和室	330円	330円	660円	を
----	------	------	------	---

」

「

ホール（半面利用の場合）	880円	880円	1,760円	に改める。
--------------	------	------	--------	-------

」

別表(5) 泉公民館冷暖房装置使用料の表中「ホール」を「ホール（全面利用の場合）」に、

「

和室	220円	220円	330円	を
----	------	------	------	---

」

「

ホール（半面利用の場合）	770円	770円	990円	に改める。
--------------	------	------	------	-------

」

別表(7) 網代公民館冷暖房装置使用料の表中

「

和室（小）	550円	550円	770円	を
調理実習室	1,100円	1,100円	1,650円	

」

「

和室（小）	220円	220円	330円	に改める。
調理実習室	660円	660円	880円	

」

附 則

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 改正後の熱海市公民館条例第3条第1項の規定による使用の承認に必要な手続は、この条例の施行の日前においても行うことができる。